

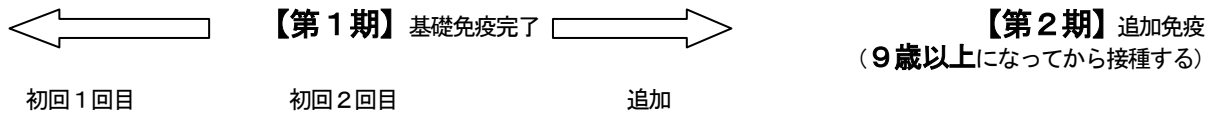
<日本脳炎予防接種>生年月日別公費負担対象期間・スケジュール・予防接種券について

盛岡市保健所 保健予防課  
(平成29年3月作成, 平成31年1月更新)

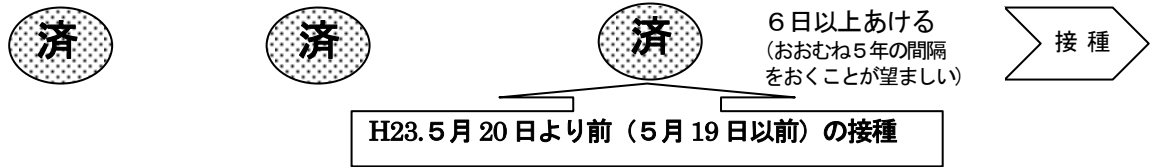
① **平成7(1995)年4月2日～平成19(2007)年4月1日生まれの方**  
(日本脳炎特例：予防接種実施規則附則第5条対象者)

公費負担対象期間	第1期, 第2期ともに <b>20歳未満</b> (20歳の誕生日の前日) まで
予防接種券	第1期, 第2期ともに医療機関に備え付けのものを使用する

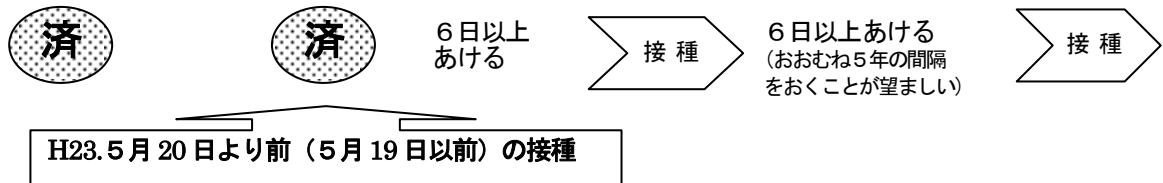
【スケジュール】 ※接種した回数を以下に当てはめて, 合計4回になるように残りの回数を接種します。



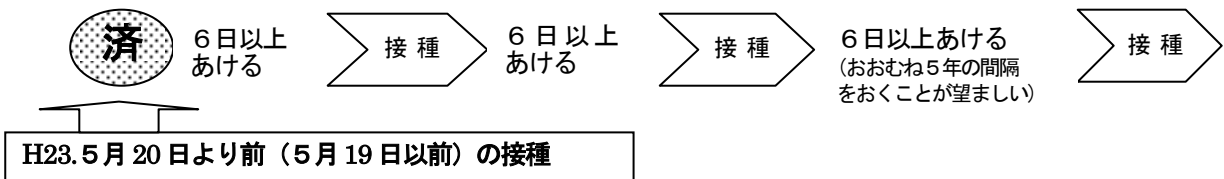
1. 平成23年5月20日より前に**3回接種済み** (第1期追加まで接種済み) の場合



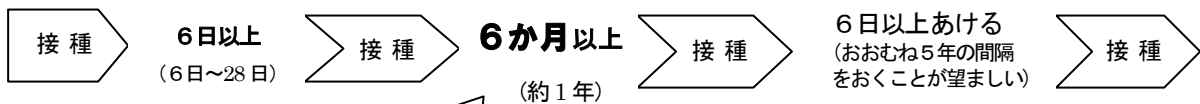
2. 平成23年5月20日より前に**2回接種済み** (第1期初回2回目まで接種済み) の場合



3. 平成23年5月20日より前に**1回接種済み** (第1期初回1回目まで接種済み) の場合



4. 過去に一度も接種していない方 (これから接種を開始する方),  
または平成23年5月20日以降に接種を開始した方



※ 第1期初回2回目と第1期追加の間隔は, **6か月以上あけること。**

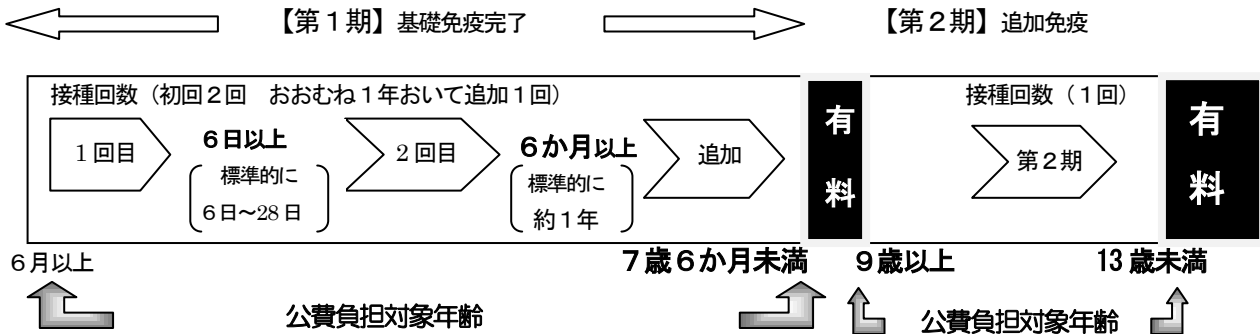
## ② 平成 19 (2007)年4月2日～平成 21 (2009)年 10月1日生まれの方

(日本脳炎特例:予防接種実施規則附則第4条対象者)

公費負担対象期間	第1期	6月以上90月(7歳6か月)未満, 又は9歳以上13歳未満※1
	第2期	9歳以上13歳未満
予防接種券	第1期	紛失等している場合, 医療機関に備え付けのものを使用する
	第2期	小学4年生時に, 学校等を通じて個別配付 ※2

※1 90月(7歳6か月)までに第1期の接種を完了できなかった場合, その不足分を9歳以上13歳未満の期間に公費負担で接種することができます。7歳6か月～9歳未満での接種は、任意接種となるため公費負担できません。

### 【スケジュール】



※第1期が未完了で平成22年3月31日までに接種した履歴がある方は, お問い合わせください。

第1期の不足分もこの間であれば, 公費負担で接種できます。この場合, 第1期追加と第2期の接種間隔は6日以上あけます。

## ③ 平成 21 (2009)年 10月2日以降に出生した方 【特例対象外】

公費負担対象期間	第1期	6月以上90月(7歳6か月)未満
	第2期	9歳以上13歳未満
予防接種券	第1期	赤ちゃん手帳等で個別配付 ※2
	第2期	小学4年生時に学校等を通じて個別配付 ※2

### 【スケジュール】



※2 予防接種券を紛失等した場合, 母子手帳を持参の上, 市保健所等で再交付のお手続きが必要となります。